

## 処 分 基 準

B-e-11

令和4年5月25日作成

法 令 名：道路交通法

根 拠 条 項： 第75条の2第1項

処 分 の 概 要： 過労運転の指示に係る自動車の使用制限命令

原権者(委任先)： 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）

処 分 基 準：

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

問い合わせ先： 愛知県警察本部交通指導課指導企画係

電話 (052) 951-1611 内線 5124

備 考：